

## 下水道法及び海老名市下水道条例に基づく下水の排除基準

No.	下水道法令等の区分	物質又は項目	公共下水道を使用する者		
			特定事業場（下水道法）		特定事業場以外で 除害施設を 設置する基準
			平均的な1日の排水量		
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満		
1	下水道法で基準が定められた項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下
2		シアン化合物	1以下	1以下	1以下
3		有機リン化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下
4		鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
5		六価クロム化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下
6		砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
7		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	0.005以下
8		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9		ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
10		トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
11		テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
12		ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
13		四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
14		1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
15		1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
16		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
17		1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
18		1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
19		1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
20		チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
21		シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
22		チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
23		ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
24		セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
25		ほう素及びその化合物	230以下	230以下	230以下
26		ふっ素及びその化合物	15以下	15以下	15以下
27		1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
28		フェノール類	0.5以下	0.5以下	0.5以下
29		銅及びその化合物	1（3※）以下	1以下	1以下
30		亜鉛及びその化合物	1（2※）以下	1以下	1以下
31		鉄及びその化合物（溶解性）	3（10※）以下	3以下	3以下
32		マンガン及びその化合物（溶解性）	1以下	1以下	1以下
33		クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下
34		ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
35	アンモニア性窒素、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満	
36	ニッケル及びその化合物	1以下	1以下	1以下	
37	必須測定項目・補助項目	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
38	生物化学的酸素要求量（BOD）	600未満	600未満	600未満	
39	浮遊物質（SS）	600未満	600未満	600未満	
40	抽出物質含有量	ノルマルヘキサン 鉱油類	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類	30以下	30以下	30以下
41	温度〔℃〕	45未満	45未満	45未満	
42	沃素消費量	220未満	220未満	220未満	

- ・ 単位は34、37、41を除き、〔mg/L〕
- ・ 25、26、30、35については、業種によって暫定基準が定められています。
- ・  部分は、特定事業場に係る直罰適用に係る排除基準  
また、34を除き、水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設に適要される排除基準
- ・  部分は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に適用される排除基準
- ・ ※は昭和46年11月1日以前に設置された事業場に適用